

構成員提出資料

目次

- 王寺 直子 構成員提出資料 . . . P. 1
- 尾木 まり 構成員提出資料 . . . P. 3
- 奥山 千鶴子 構成員提出資料 . . . P. 6
- 駒崎 弘樹 構成員提出資料 . . . P. 8
- 原田 樹 構成員提出資料 . . . P. 31

令和5年9月21日

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた
試行的事業実施の在り方に関する検討会

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

1. 本制度の趣旨について【論点（1）】

このこども誰でも通園制度の第一義的な目的と意義は「就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化すること」、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すると」であることを改めて確認していただき、『こどもまんなか』の意識を念頭に制度策定をおこなっていただきたい。

2. 事業実施者について【論点（1）】

「こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人」が受け入れ対象となるとすれば、今回の事業は「0～2歳児に継続的な保育を提供している事業者」が実施者となるべきであると考え。そのような実施者であっても、今回の事業実施においては、0～2歳児のより安全・安心な受け入れと健やかな育ちのために、0～2歳児の保育を経験したことのある者であっても、週1～2回等の定期的な保育利用児のより安全・安心な受け入れのために、事前に一定の研修を受けることが望ましいと考える。

また、現在0～2歳児に継続的な保育を提供していない事業者に対してもこの事業の実施を認めるのであれば、上記研修を受講した上で0～2歳児の保育を数年経験したことがある者が担当すべきであり、保育士資格の有資格者かつ子育て支援員研修受講修了者である必要が少なくとも配置人数の1/2以上配置される必要があると考える。

「専門的な理解を持つ人」が乳幼児の教育保育の専門的知識と経験を有している者と理解していただき、経験を有しない職員については一定の経験年数に加え新たに0～2歳児の発達と保育及び子育て支援に対する修了要件を課した研修会を創設し、受講修了することでその事業実施資格を得る形とすべきであると考え。

3. こどもの利用時間について【論点（2）】

『補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討している』と記載があり、この時間は、一時預かりの平均利用時間と比較して算出されているようであるが、法定13事業の一時預かり事業（一般型）と今回のこども誰でも通園制度とは根本的な考え方の前提が異なっていることを前提とした上で、こどもの発達と育ち、保育者と保護者・

養育者との信頼関係及び保育者と子どもとの信頼関係・愛着形成を鑑みると「月 10 時間」では到底足りず、「週 10 時間」程度の継続的な時間が必要であると考え。現在の一時預かり（一般型）の利用時間については市区町村の運用によって定められており、利用時間が異なるが、「週 3 日」「連続 14 日以内」「利用制限なし」などがある。これと比較しても明らかに時間数が少なく、「月 10 時間」では、子どもの発達に資する継続的な支援とはならない。

また、注釈にある一時預かり事業（一般型）の整備状況の時間算定が未就園児全体で平均値を割り出している。データをお示しいただくのであれば、一時預かりを利用している子どもの平均利用時間や分布を示すべきではないかと考える。「補助基準上」の意味については説明をお願いしたいが、適正な利用時間においてもモデル事業の成果検証を活かすべきであると考え。

4. 子ども誰でも通園制度に係るシステムの構築について【論点（4）】

システム構築が実施されることは大変歓迎する。しかし、単体でのシステム構築とならず、例えば、デジタル庁で進められている就労証明書のオンラインシステムなどと併せて将来を見据えた包括的に使用できるシステム構築されることを望む。

5. 本制度実施に係る施設改修工事などについて【その他】

本制度実施にあたり、新たな土地・建物の取得や施設整備を実施する場合には相応の施設整備助成金を交付することをご検討いただきたい。

こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた
試行的事業実施のあり方に関する検討会(第1回) 意見書

有)エムアンドエムインク 子どもの領域研究所
所長 尾木まり

1. 「こども誰でも通園制度(仮称)」創設のこども、保護者にとっての意義

2003～2005年度、日本子ども家庭総合研究所のチーム研究「子ども家庭福祉制度体系の再構築に関する研究(1)～(3)」¹⁾(主任研究者 柏女霊峰)で作成した「児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案」において、下記内容を提示した。

4 就学前児童の保育に関する事項

(一)就学前児童は、その年齢に応じ単独で又は児童の保護者とともに、一定の時間、基本保育を利用することができることとする。(以下、略)

基本保育制度とは、「こどもは、人と人との関わりの中でこそ健全な成長が図られる」という基本的視点に立ち、どのこどもも親など家庭内の関わりの中でだけ成長するのではなく、さまざまな大人や異年齢・異世代の人たちとの関わりを持ちながら成長できる環境を公的責任として保障し、地域社会や地域住民が社会的責任の下にそれを実践していくことである。子ども・子育て新システムの基本制度案では、基礎給付として、すべての子育て家庭を対象とする子ども手当と同様に一時預かりを個人給付とする案が検討されたが結果的には実現しなかった。

また、2007～2008年度にかけて、厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業の一環として、一時預かり事業のあり方に関する調査研究²⁾を行った。保育所における一時保育を一時預かり事業に再編し、地域の身近な場所を活用して行われる一時預かり事業(地域密着型)のモデル事業が実施されていた時に地方自治体、事業者、利用者を対象に調査を行った。こどもの預かりが必要になった際に、近隣に頼ることができる親族や知人がいない子育て家庭が増加し、そのようなニーズに対応するために一時預かり事業が創設されたが、保護者がこどもの世話をすることができない時の保護者ニーズに対応すること以外にも、こどもの育ち、保護者の親育ちの観点から、次ページに示す効果が見られた。

こどもはいろいろな人と出会い、いろいろな人とかかわり、認められたりすることにより成長していく。保護者とは異なるかかわりを経験し、認められたり、励まされたりする経験もこどもの育ちを支えている。

また、保護者の「親育ち」という観点では、第三者が子育てに関わる意義は大きい。小さいこどもの世話をした経験や、こどもを育てるモデルを身近に持たずに親となった保護者にとって、保育者はこどもの保育をしてくれる存在であるだけでなく、保育中のこどもの様子の報告を通じて、こどもの成長を客観的に伝えてくれる存

¹⁾ 「児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案(最終版)」(柏女霊峰他、日本子ども家庭総合研究所紀要 第42集(平成17年度))

²⁾ 「一時預かり事業のあり方に関する調査研究」(主任研究者 尾木まり) 平成19年度厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業 総括研究報告書(2008)

³⁾ 「一時預かり事業のあり方に関する調査研究」(研究代表者 尾木まり) 平成20年度厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業 総括研究報告書(2009)

表 1 一時預かりによる効果のプロセス

(1)保護者支援の視点	(2)こどもの発達支援の視点
①こどもを預けて、必要な所用をすませることができる ②地域の中に頼れるところができた安心感を得る ③こどもと離れる時間を持つことで得られる精神的安定 ④親子関係の変化 ⑤こどもの育ちの発見 ⑥保護者と保育者の関係 ⑦保護者が自分以外のこどもを知る ⑧保護者自身の仲間の広がり	①両親以外の他者とのかかわり ②こども同士の関係

表 2 一時預かり事業の効果

①こどもの健やかな成長・発達への効果 さまざまな大人やこどもとの関わりの中で、こどもが育つ機会を提供する ②保護者支援の効果 一時預かりを利用しながら、保護者が「親」として育つ ③親子関係調整の効果 客観的な第三者が子育てに関わることが親子関係を調整する ④地域の子育て支援ネットワークへのつながりの効果 「一時預かり」という入り口から、地域の子育て支援ネットワークにつながる

在でもある。保護者はこどもの「できてないこと」に着目しがちであるが、保育者はこどもができていないことを伝えてくれ、それにより保護者の子育てに対する自信を回復させてくれる。また、保護者の話の聞き役になったり、情報提供や求められれば子育てのアドバイスを提供してくれる存在でもある。また、口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見せることにより、保護者の「親育ち」に貢献している。「こども誰でも通園制度(仮称)」では、こういったところに保育士の専門性や力量が発揮されることが期待される。

保育者によるこどもの育ちへの支援は、こどもに対して直接的に、そして、保護者への支援を通して間接的に行われている。こどもが育てば、保護者は嬉しくなり、こどもにほほえみかける、保護者が喜ぶとこどもも幸せな気持ちになる、保護者にもっといいところを見せたいとなる、そういった親子関係の循環があり、それは親子だけの関係で達成されるものではなく、そこに第三者が関わっているからこそ達成される。

2. 実施上必要となる「意識改革」

このような効果を広げていくために、「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設は意義深いものであると考えるが、わが国では仕事等何らかの理由がある場合は仕方ないが、「こどもは本来家庭内で、家族が育てるべき」という考え方が根強く、この制度利用をどのように広げていくことが適切か、検討が必要であると考えている。先述の調査では、保護者が一時預かりの利用に至らない背景として、「親としての規範意識」が強いことも明らかになっている。自分が一時預かりを利用したい理由は、利用に値するかどうかを推し量って、誰かに預かってもらいたい気持ちを抑えたり、何かをあきらめたりしている保護者も多い。一方、「私は人に頼らずに、自分の手でこどもを育てたい」という意見を述べた若い調査協力者もいた。

子育て家庭の孤立を防ぎ、こども虐待が起こらないようにすることや、保護者の育児ストレスの軽減を図るといような、ネガティブな事態を予防するという目的は制度創設において説得力はあるが、それを全面に出して、この制度を実施しようとする、孤立していない家庭や育児ストレスを感じるこどもが少ない子育て家庭、子育て支援の必要性を感じていない家庭は自らを対象外と考えてしまう可能性もある。

そのため、本制度の実施にあたっては、こどもが保育所等に通園することによるこどもの育ちへの意義や親育ちという観点での意義というポジティブな側面を伝えると共に、「こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会のさまざまな人がこれに関わり、社会全体で子育てを支える」ことが望ましいということの子育て家庭だけでなく、広く社会全体に伝えていく必要がある。

いろいろな人が関わりながら、こどもを育てるから、子育てがうまくいく。こどもが育つ。

保護者が親として育つ機会になる。楽しみながらこどもを育てる。

その結果として、孤立する家庭が減少し、こども虐待も減少するという道筋が望ましいと考える。

3. 多様な選択肢が用意されることの必要性

全国の地方自治体にさまざまな状況があり、さまざまな子育て家庭のニーズがある。こども誰でも通園制度(仮称)の選択肢は多様に用意されることが必要である。こどもの月齢や年齢による相違も考えられるが、一つの場所に決めて、そこに通い続けることが好ましい家庭がある一方で、いくつか利用を重ねながら、こどもにあった場所を探したり、その時どきの状況に応じて利用する方が利用しやすい家庭もあると考えられる。

また、施設・事業類型ごとの事業実施イメージに示されるように、それぞれの類型ごとの特性により、利用者の利用しやすさにつながることを期待される。

分離不安はこどもよりも保護者に強く見られる場合もあり、こども単独利用が基本ではあるが、こどもの年齢等により、親子通園(あるいはならし保育)も選択肢のひとつとして考えられるのではないだろうか。

4. 事業運営について

期待される事業内容、期待されない事業内容について一定のルールを定めることや、3歳未満児の保育内容や環境整備に関して、実施モデルを示す必要があるのではないか。

(1) 事業内容

期待される事業内容 : こどもの発達過程に応じ、一人ひとりのこどもの主体性を尊重した保育

期待されない事業内容 : 一斉保育や早期教育の場(教室系)

(2) 運営基準

基本的な基準は一時預かり事業に準ずることに賛同するが、配置基準、面積基準に加えて、定員(人数)規模についても一定の基準が必要ではないか。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する
検討会（第1回）への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

地域子育て支援拠点事業は、主に就園前のこどもと子育て家庭を対象（長期休みや土日等には就園児も利用）に事業を行っています。家庭の子育てだけでは得られないこども同士の関わり、親同士の交流等家族以外の人とのかかわりの中で、子育ての不安や孤立を防ぐ役割を果たしてきました。また、地域子育て支援拠点内では、一時預かり事業や類似事業を行っている場合があり、「必要な時には子育てを応援してくれる」「緊急時に対応してくれる」「見知ったスタッフにこどもを預けられて安心」「こどもが場所見知りしない」などの評価を得られています。

こども誰でも通園制度（仮称）の実施にあたり、都市部においては就労家庭の保育ニーズが高く、保育所等において就労要件を満たさない家庭の利用をすぐに実現することが難しいと考えられることから、就園前のこどもを対象としている地域子育て支援拠点や地域で取組実績のある事業者が取り組めるよう推進されることを期待しています。

1. 未就園という表現について

0～2歳児の約6割を占める就園していないこどもについて、その家庭の状況は様々であり、就園していないこと自体を問題視するような情報発信や対応とならないよう、「幼児期までのこどもの育ち部会」でも、表現を「就園していない状態」「就園状況含め家庭環境に左右されない育ちの充実」としています。是非、統一的な表現でお願いします。

2. 事業実施者の指定について

事業者については、市町村が幅広い事業者を指定する仕組みを想定となっています。しかし、現状の一時預かり事業においても、職員配置等条件を満たしながらも市町村に指定されていない事業者があります。実績があり条件を満たす事業者が排除されない仕組みとなるよう是非お願いします。

例）政令指定都市。保育所、幼稚園等のみ一時預かり事業を実施。そのため NPO で実施している地域子育て支援拠点にて、一時保育を自主事業として14年間実施（2時間で3,200円。令和4年実績は350件）。保育者は、全て保育士または看護師の有資格者。

3. 地域子育て支援拠点での一時預かりについて

地域子育て支援拠点事業の加算対象として一時預かり事業を実施しているのは、全国で 581 か所（令和 4 年実績）。その他、一時預かり類似事業として地域子育て支援拠点事業の加算事業として実施しているケースもあります。以下の特徴を踏まえ、拠点での取り組みも試行的事業実施に含めていただきたいと思います。

例) 横浜市の「親と子のつどいの広場事業における一時預かり類似事業」は、全 69 広場中 36 広場で実施（実施率 52%）（令和 4 年度）。利用時間は広場の開催時間内。利用対象者は、市内に居住する生後 6 か月以上 3 歳以下かつ預けたい広場を利用したことのある子ども。利用料は 1 時間あたり 500 円以下。定員は 1 日 3 人まで。1 日 4 時間以内、1 か月 8 回以内の利用とする。スタッフは、保育士や子育て支援員研修等の研修を受けたもの。

◆地域子育て支援拠点での一時預かりの特徴

- ・拠点は就園前のこどもと子育て家庭を対象としているため、こどもの発達や子育て家庭のニーズに対応する基本的考え方、スキルを身に付けており、対象児童、家庭との関係性ができている。一時預かり利用前後のサポートも行いやすい。
- ・専用室をもって定員を定めて実施しているケースや、親子の交流の場で預かるケース等がある。
- ・通常通り慣れた場での一時預かりのため、親子の負担が少ないケースが多い。
- ・保護者は、他のこどもの預かりの様子を見て、自分のこどもを預けることのハードルが下がる。
- ・親子の交流の場で預かる場合、他の利用者もこども同士を遊ばせたり、あとでその保護者に「よく遊んでいましたよ」等声をかけて、利用者同士の支え合いにつながることもある。
- ・こどもの育ちについて、保育者だけでなく利用者からも伝えられることがある。保護者は自分のこどもが、多くのおとなの手で育てられることを実感し、こどもの成長を客観的に把握することができる。
- ・保護者は、リフレッシュの理由で申請がしやすい（利用の半数以上がリフレッシュ利用）。
- ・保育者は、こどもを預かることでより家庭の状況を把握しやすくなり、保護者と共にこどもの理解者、伴走者となることができる。保育者と拠点スタッフの連携により深く家庭を理解した支援が可能となる。日常の居場所で親のエンパワメント含め、継続した支援を行うことができる。
- ・食事は食べなれた離乳食、おにぎり等の持参が多い。アレルギー等に関する事前確認、面談等を丁寧に行っている。

4. 地域にある多様なグループ預かりも視野にいて、選択肢を増やす

特に、都市部においては就労家庭の保育ニーズが高く、保育所等において就労要件を満たさない家庭の利用をすぐには実現することが難しいと考えられることから、すでに地域にある実績を積んだ多様なグループ預かり保育等を活用することも考えられます。現在は法人の自主事業となっています。

例 1) 2 歳児の森の幼稚園（政令市）

曜日ごとに 3 クラス、定員 12 名。通年、週 1 回 3 時間の活動。おにぎり持参。保育料は月 11,000 円。

大きな公園内の原生林で外遊び活動（雨・雪でも活動）。保育者は、すべて有資格者。実績：14 年

例 2) 2 歳児のグループ保育（政令市）

曜日ごとに 3 クラス、定員 8 名。通年、週 1 回 3.5 時間の活動。弁当持参。保育料は月 15,000 円。外遊びを取り入れた活動。保育者は、保育士および研修を受けたスタッフ。実績：16 年



「こども誰でも通園制度」 の今後について

2023.9.21

Florence
認定NPO法人フローレンス

「こども誰でも通園制度」 の意義とは

こども誰でも通園制度の理念

要望① こども基本法とのつながりを描いてください

◎こども基本法：「すべてのこどもの権利」を守ると定めている。

- ▶ 保育園も**すべての子どもの育ち**を保障するべきであり、**こども誰でも通園制度**によってこれまで一部の子ども向けだった施設から**すべての子どもを対象とした施設へと進化**する

要望② こども大綱で力を入れていくとしている虐待予防を理念に入れてください

◎こども大綱（中間整理案）：「子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に支援につなげていく虐待予防の取組を強化する」と定めている。

- ▶ **こども誰でも通園制度**によって、保育園も未就園児家庭の**虐待予防の役割**を果たす

長らく「共働き家庭のための場所」でしかなかった保育園

専業主婦（夫）家庭の保育の必要性は、まだ十分に理解されていない

専業主婦（夫）家庭や、フリーランス等、労働時間が一定基準を満たさない保護者の場合、「保育の必要性認定」の要件¹に合致しないため、子どもは保育園に通えなかった。



社会や保育事業者の中にも未だにその意識は根強く、

「働いてないのだったら、親だけで子育てできて当たり前」

「専業主婦（夫）なのに保育園に預けるなんて親の怠慢」

と言う見方もある。

「こども誰でも通園制度」で、保育園のパラダイム転換を

「共働き家庭のための場所」から「すべての親子のための場所」へ。

これまでの保育園

- 親が働いている子どもだけが保育を受けられる
- 問題ある環境で養育されるリスクがある
- 「親が子育てすること」が当たり前



こども誰でも通園制度

- どんな子どもであっても育ちが保証される
- どんな親であっても一人で子育てしない
- 「みんなで子育てすること」が当たり前



制度の実施に向けた 7つの提案

1. 6 類型のうち①③⑤を推奨パターンとしてください

こどもの育ちの観点から言えば、
6 類型の中でも「定期利用中心」の①③⑤が望ましい

こども家庭庁の 6 類型

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

「各自治体が 6 類型から選択可能」とすると、自治体によっては負荷軽減のために一部の類型に限定して導入する恐れがある。



あくまでも①③⑤の定期利用中心がデフォルトであって、②④⑥の自由利用も選択可能、という示し方に。

2. 月20時間以上の利用を可能に

「定期利用」を前提に考え、週1回5時間（月20時間）以上の利用を可能にすべき

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
		5時間 以上				

✖ 4週 = 月20時間以上

フローレンスがモデル事業でお預かりしている
お子さんの平均利用時間は

月78時間（例：週2日×1日8時間など）

子どもの育ちへの伴走、親への伴走、虐待防止等のためには、
少なくとも**月20時間以上**利用できるようにする必要がある。

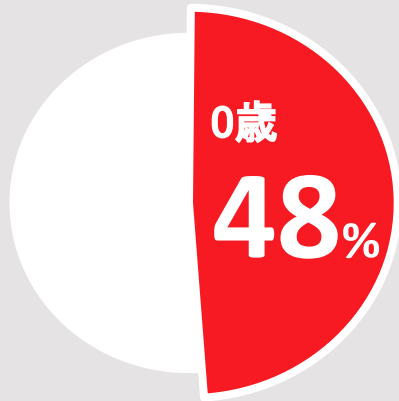
3. 「0歳6ヶ月～」の年齢制限は廃止を

子どもの虐待死を防ぐためには、0歳前半の親子にアクセスできる体制を構築すべき

〔過去18年間の虐待死データより〕

子どもの虐待死の

約半数は0歳児



〔一時預かり事業の実態調査より〕

一時預かりの受け入れ年齢は

(平均) 生後半年 ～

定期利用以外	定期利用
n=251	n=116
<u>平均値：5.5 か月以上</u>	<u>平均値：5.7 か月以上</u>
最大値：11 か月以上	最大値：11 か月以上
最小値：2 か月以上	最小値：2 か月以上

4. 高リスク家庭を預かるインセンティブがある仕組みに

高リスク家庭からは利用料を徴収しなくても公定価格でカバーできるように

高リスク家庭（例）

要支援家庭

住民税非課税世帯

生活保護世帯

重度障害児家庭

高リスク家庭は利用料の支払い能力に不安があるケースも多い。

すべての家庭に対して、事業者の自由な値決めを許すと、**高リスク家庭の受け入れを避ける事業者**が発生する可能性がある



高リスク層は無料もしくは安価で、かつ事業者はむしろ高リスク層ほど預かりによる収益が高くなる仕組みにしてください。

5. 要支援家庭対応のための園向けサポート体制を確立してください

ノウハウがない保育園・保育士であっても、支援職から研修やコンサルティングなどのサポートを受けることで、要支援家庭に対応できる

要支援家庭に対しては、

- ・ アセスメント（保育観察・情報収集）
- ・ 保護者への個別配慮
- ・ 関係機関との連携

など**専門知識を踏まえた高度な対応**が求められ、保育士だけで対応するのは困難を伴う。



要支援家庭への対応の重要性を踏まえ、支援職による園向け研修やサポートの仕組みを作ってください。

サポートの実例：品川区の例
「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業（都事業）」

区独自で補助対象経費の具体例の1つに「**要支援家庭等を支援するために実施した職員研修費**」「**専門職派遣費**」を含めた。

保育所が運営費を削ることなく必要な研修を受けることができ、**要支援家庭へのよりきめ細やかな対応**が実現できる。

6. 制度の受け皿に、児童発達支援事業と短期入所を拡充

障害児に適した療育+保育を提供することができ、
親の負担を軽減することで、就労機会等にも繋がる

保育園にしか通えない

- こどもの特性が保育園に合うか不安
- 障害特性に対応できる保育士がいるか不安
- 療育は提供されないので発達が遅れる不安



児童発達支援事業・短期入所 を利用できる

- こどもの特性に適した環境が整っている
- 障害特性に対応できる保育士がいる
- 療育+保育を提供してもらうことができる



7. 居宅訪問型保育も類型⑤に限って実施対象に入れてください

障害児に対しても定期性の伴う保育を提供することで、虐待リスクを早期発見し、こどもの育ちを保証できる

こども家庭庁の6類型

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

- 居宅訪問型保育は「類型⑤（余裕活用形×定期利用中心）」のみを対象とすれば、定期性のない居宅介護等との棲み分けは可能。
- 障害児は入院・通院の機会が多いため、居宅訪問保育は空きがでやすく「余裕活用」に適している。
- こども基本法で「すべてのこども」と定められている通り、障害児を当制度の対象から外さないでください。

こども達のために、日本を変える

Florence

①子どもの育ちへの伴走

保育者・他の子どもとの定期的な交流は、
子どものコミュニケーション能力や知的好奇心の向上にも貢献

友だちと仲良くすることができるようになった

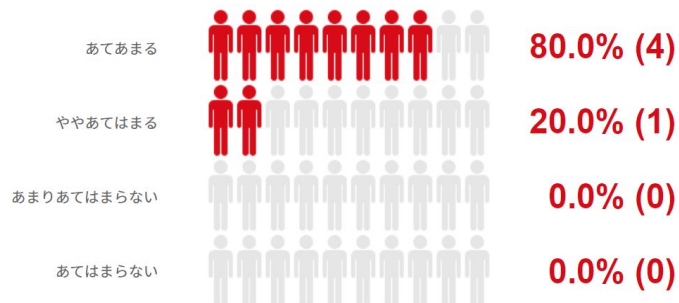
(回答数: 5)



あてはまらない

周りのものごとに興味・関心が強くなった

(回答数: 5)



＜おうち保育園 かしわざの定期預かりご利用者の声＞

- ・ 同年代の顔なじみのお友達と毎日触れ合える。ことばが増えた。園で小さい子と触れ合っているせいか弟に優しくなった
- ・ 進まなかった離乳食が進んで完了、幼児食に移行できた。上の子に邪魔されて出来なかったお昼寝がゆっくり出来るようになって、眠くて不機嫌な時間が減った。
- ・ 今までには口にしなかった食材を食べる気持ちが芽生えてきた
- ・ 子供の好きな事、出来る事が増えたように思います

②親への伴走

定期的に顔を合わせることでより深い信頼関係が築け、子育ての悩みも相談できる

一時預かり

〈いざという時の「助っ人」〉

- 冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど家族等の理由で使う。
- 次の機会がいつ来るかは不明

定期預かり

〈子育てに伴走してくれる「仲間」〉

- 週1~2で親子と保育士が顔を合わせる
- 日常の関わりの中で信頼関係が生まれる

〈おうち保育園 かしわざの定期預かりご利用者の声〉

- 先生やお友達も変わらないので、子供も慣れた環境で遊べて安心感があるように思う。
定期的に通えることで、家に帰ってからの子供の言動が成長を感じる事が大きく、いつも驚かされている
- 同じくらいのお子さんたちと一緒に過ごせる環境で色々と学びコミュニケーションが豊かになった。
- 環境にもお友達にも先生にも慣れたところに行けるので（親も子も）リラックスして利用できる。

③虐待防止

定期的に親子を見守ることで、虐待防止機能を強化することができる

■児童虐待の兆候（一部）

1. 不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる
2. 表情が乏しく活気がない。
3. 季節にそぐわない服装をしている
4. 給食やおやつを不自然なほどガツガツと食べる
5. 家に帰りたくないそぶりがある
6. 保護者がいつも行事などに子供を参加させない

スポットの一時預かり等で
育児相談を受けたり、児童相談所や
自治体と連携して次の支援に繋ぐ
ケースがある



**週1・2の定期預かりであれば、
より確実に次の支援に繋ぐことが
できる**

④ 保育園の受け入れ負荷

空き枠での一時預かり事業は、様々な観点で受け入れ負荷が高い

保育



保育園・保育者に慣れていない
子どもの預かりは困難を伴う

事務負担



職員配置・電話対応・利用料徴収
などの事務負担が大きい

運営費

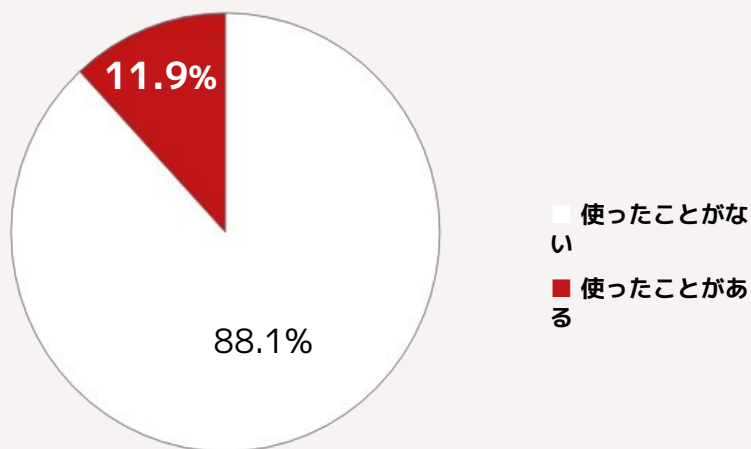


単発の一時預かりだけで
空き枠を埋めるのは難しいが、
空きがある日も保育士は常駐する

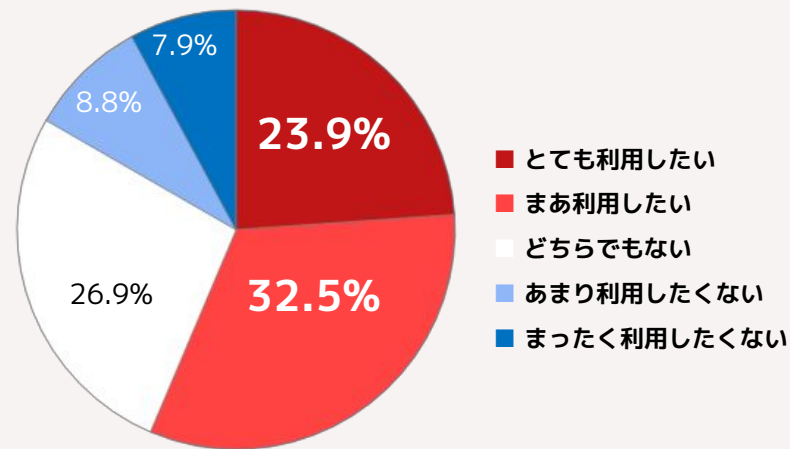
(参考) 求められているのは一時預かりではなく「定期保育」

親子が安心して、負担なく預けられるのは「定期」だからこそ。
一時預かりの拡充では、広く活用される制度にならない恐れ

一時預かりサービス利用経験のある
未就園児家庭は**1割強**



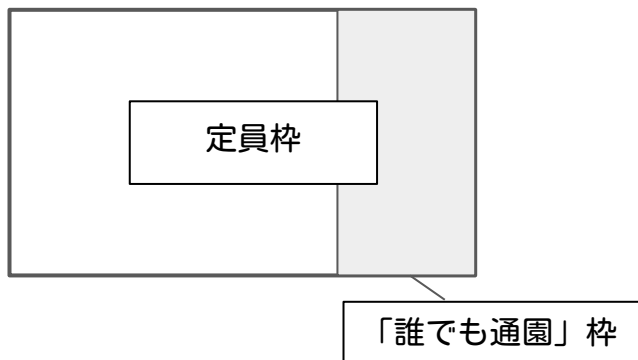
定期保育サービス利用意向のある
未就園児家庭は**約6割**



3. 「余裕活用型」「一般型」の2パターンでの運用を

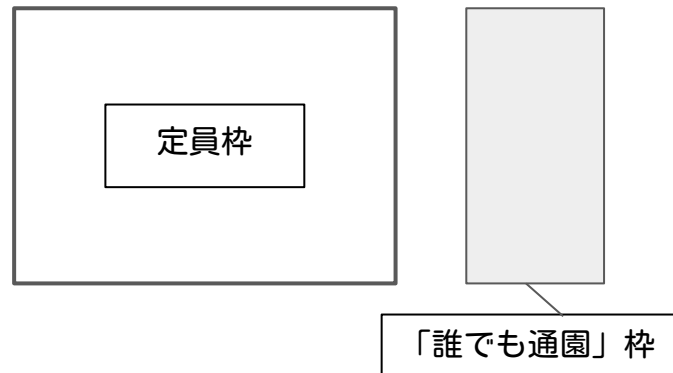
余裕活用（空き定員の活用）に限定することなく、自由度を持たせるべき

「余裕活用型」



定員枠の中の空き枠を
「誰でも通園枠」にするパターン

「一般型」



定員枠の外に追加で
「誰でも通園枠」を設けるパターン

1. 「定期利用」をデフォルトに

基本は定期利用とし、自由利用はオプションとして用意するのが望ましい

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
Gray	White	Red	White	Red	Blue	Gray

週2～3は「定期利用」

《デフォルト》

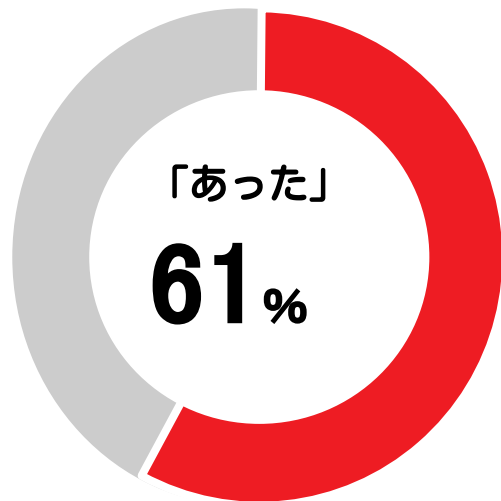
その他の曜日に親の用事
があれば「自由利用」

《オプション》

一時預かりの利用率が低い一因にも、社会の無理解がある

専業主婦（夫）家庭は保育を利用すべきではない、という価値観

保育園の一時保育を利用する
までの利用しにくい状況



※1

保育園の一時保育を
利用しにくい状況の内訳

※2

「『子どもがかわいそう』と思った」
(23.5%)

「周りから、子どもに対する愛情が薄いとか、
自分勝手であるとか見られないかと思った」
(11.8%)

「周りの人から『子どもがかわいそう』
と言われた」 (8.8%)

5. 要支援家庭に対応できるように、研修体制を確立してください

要支援家庭の対応ノウハウがない保育園・保育士であっても、支援職から研修やコンサルティングなどのサポートを受けながら、要支援家庭に対応できるように

参考：品川区の例

「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業（都事業）」

補助対象経費の具体例の1つに

「要支援家庭等を支援するために実施した職員研修費」「専門職派遣費」が含まれている。

▶ 保育所が運営費を削ることなく必要な研修を受けることができ、**要支援家庭へのよりきめ細やかな対応**が実現できる。

要支援家庭に対しては、

- ・ アセスメント（保育観察・情報収集）
- ・ 保護者との関わり
- ・ 関係機関との連携

など**専門知識を踏まえた高度な対応**が求められ、保育士だけで対応するのは困難を伴う。



要支援家庭への対応の重要性を踏まえ、支援職による研修やサポートの仕組みを作ってください。

石川県七尾市 未就園児の定期的な預かりモデル事業実施状況

利用状況（9月1日時点）

施設	定員		利用決定		備考
A	1、2歳児	2人	1、2歳児	4人	募集中止
	0歳児	1人	0歳児	0人	
B	1歳児	3人	1歳児	1人	募集継続
	2歳児	1人	2歳児	0人	
C	0歳児	1人	0歳児	0人	募集継続
	1歳児	1人	1歳児	1人	
	2歳児	1人	2歳児	1人	
D	0歳児	1人	0歳児	1人	募集継続
	1歳児	1人	1歳児	1人	
	2歳児	1人	2歳児	1人	

- ◆ 1日8時間程度、週1、2回程度の利用を目安とし、受け入れに余裕がある場合は、柔軟に対応。現在は、1回につき4～8時間、週1～4回で利用決定している。
- ◆ 利用料金は施設で異なり、8時間利用の場合は1,150円～1,380円(食事込み)。

保護者のニーズ

利用理由

- ◆ 第2子の育児のための上の子の保育。
- ◆ 第2子妊娠中の第1子の保育。
- ◆ 育児休業期間に資格取得の勉強をする時間の保育。
- ◆ 一時預かりは在園児との関わりが少ないため、在園児と合同で預かるモデル事業の利用を決めた。
- ◆ 育児参加が難しい夫が、ワンオペ育児を行う妻にリフレッシュのため利用を勧めた。
- ◆ 家事をしたり、のんびりしたりする時間がほしい。
- ◆ 預かりを利用することで、余裕をもって家庭での保育ができる。

利用回数

- ◆ 週1回で十分（それ以上の利用は親が寂しくなる）
- ◆ 週1回ではリフレッシュには足りない
- ◆ 週2、3回が適当
- ◆ 週5回預けられるなら預けたい
- ◆ 年齢によって利用希望回数は変わる。小さいうちは1回、動き回るようになれば週2日以上預けたい
- ◆ 2週間に1回は子どもに負担

保育士の負担・預かる際の留意点

- ◆ 子どもが預かりに慣れるまでは、できれば専任を配置したい。
- ◆ 登園時に泣く子は、抱っこやおんぶで対応するため人数が必要。
- ◆ 在園児の生活リズムを守りたいが、在宅家庭の子が園のリズムになれるまでは、在園児が不安定になる。
- ◆ 週1、2回では園の生活リズムが身につかない。
- ◆ 通常の保育ではないような保護者の要望があり、保護者と信頼関係を築くのが難しい（午睡をさせないでほしいなど）。

当市の実情を踏まえた預かりの方法など

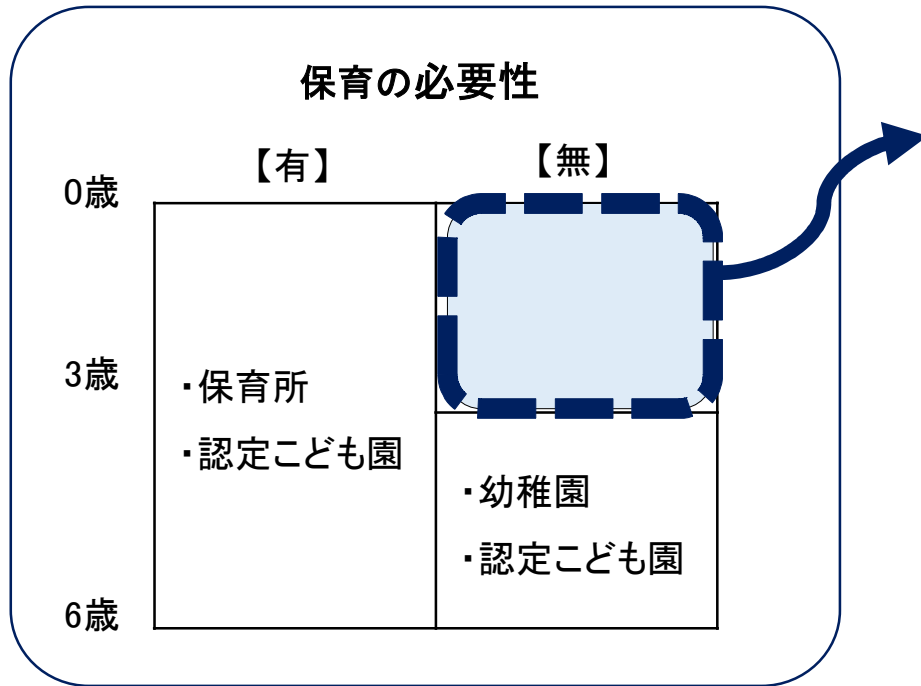
- ◆ 週2、3回、月100時間程度（一時預かり事業の一か月の利用上限と同程度）程度の利用が望ましい。
- ◆ 保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点での実施が想定される。
- ◆ こども誰でも通園制度（特に自由利用の場合）と一時預かりとの区別が難しい。
- ◆ こども誰でも通園制度で10時間の預かりを利用し、それを超えた場合に一時預かりを利用するという使い方は、園や保護者にとって負担になるのではないかと。
 - 制度が複雑（保護者も保育士も理解が難しい）。
 - 利用する制度によって、預かりスペースや担当保育士、利用料金、利用時間が変わる可能性がある。
 - 利用者管理（利用日調整や利用料金の計算）の負担増。
- ◆ 令和6年度の試行的事業は、実施中のモデル事業や県事業（在宅育児家庭通園保育モデル事業）よりサービスが低下してしまうのではないかと危惧する。

その他

在宅育児家庭通園保育モデル事業実施状況（県事業）

- ◆ 令和5年4月～8月
実施施設：12施設（国モデル事業実施4施設を含む）
利用者数：16人
利用回数：週1～5回
利用時間：4～8時間
利用料金：900～1,550円（食事含む）
- ◆ 利用者数の推移
令和2年度23人
令和3年度30人
令和4年度35人

在宅育児家庭通園保育モデル事業



在宅育児家庭の満3歳未満児は、子ども・子育て支援新制度下でも、「通園」による保育サービスの対象外

(事業内容)

在宅育児家庭の満3歳未満児が、定期的に集団保育を受けることができるよう通園に準じた保育サービスをモデル的に提供

(期待する効果)

親 … 保育士や他の親等の関わりの中で、子育てに関する精神的不安を軽減

子ども … 同世代の子どもや親以外の大人との関わりの中で、健やかに育つ機会を提供

(事業イメージ)



→通園に準じた保育サービス例

利用回数 週2～3回程度、1回あたり4時間程度

利用料金 1時間あたり200円程度

◎実施園に対する補助金

①運営費

・0歳児 2,400円×利用日数(8時間以上の場合4,800円)

・1,2歳児 1,200円×利用日数(8時間以上の場合2,400円)

②事務費 1施設あたり年額 150,000円

◎実施にあたっての留意点

・通園児と同様の職員配置基準を満たす必要

・通園児と同じ保育室で保育 ・効果測定(アンケート調査)への協力

石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業実施要領

1 事業の目的

核家族化が進行し地域のつながりも希薄化する中、子ども・子育て支援新制度においても、満3歳未満の在宅育児家庭の子どもは通園による保育サービスの対象外とされ、日夜子どもと共にいる在宅育児家庭の保護者の心理的・身体的負担は大きく、また、子どもにとっても同世代の子どもや親以外の大人との関わりの中で健やかに育つ機会を持つことができないままとなっている。

この事業は、こうした満3歳未満の子どもを持つ在宅育児家庭が安心して子育てができる環境の整備に向けて、私立認定こども園その他の施設において、通園に準じた保育サービスをモデル的に提供するものである。

2 実施主体

実施主体は市町とし、市町が認めた施設で実施するものとする。

3 事業の内容

満3歳未満の在宅育児家庭（原則として、核家族とする）の子どもについて、主として日中において、私立認定こども園その他の施設において、通園に準じた保育サービスを提供する事業

4 実施方法

(1) 実施施設

私立認定こども園（翌年度、認定こども園に移行予定の私立保育所等でも可）とする。

(2) 対象子ども

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第3号該当として市町の認定を受けた子ども（以下「3号認定子ども」という。）を除く、満3歳未満の在宅育児家庭（原則として、核家族とする）の子どもを原則とする。

(3) 職員配置等

対象子どもが本事業を利用するときは、対象子どもを3号認定子どもとみなして、実施施設について定められた職員を配置し、及び施設設備を設けるものとする。

(4) 通園に準じた保育サービス

① 実施内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条若しくは第10条又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第35条の規定に準ずるものとする。

② 実施期間

対象子どもにつき3月程度以上継続実施することを原則とし、実施施設の運営状況や保護者ニーズ等を考慮して、施設長がこれを定めるものとする。

③ 実施回数

対象子どもにつき週1回程度以上を原則とし、実施施設の運営状況や保護者ニーズ等を考慮して、施設長がこれを定める。

④ 実施時間

対象子どもにつき1日4時間以上を原則とし、実施施設の運営状況や保護者ニーズ等を考慮して、施設長がこれを定める。

(5) 保護者との連絡

実施施設は、常に保護者と密接な連絡をとり、実施内容について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

5 保護者負担

実施施設は、本事業の実施に必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、県は別に定めるところにより補助するものとする。

7 その他

- (1) 実施施設は、市町に対し、事業開始前に実施計画書を提出し承認を得ること。
- (2) 実施施設は、保護者に対し、利用日、利用時間、利用回数及び保護者負担などについて説明し、事業の開始について同意を得ること。
- (3) 実施施設は、賠償責任保険への加入など、対象子どもの利用中の事故に備えること。
- (4) 本事業の効果測定等のため、県が保護者や実施施設の職員に対してアンケート調査等を行うとき、市町及び実施施設は協力すること。

附 則

この要領は、平成27年 7月27日から施行する。

石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29条）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、満3歳未満の子どもを持つ在宅育児家庭が、安心して子育てができる環境の整備に向けて、石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業実施要領に定める事業（以下、「交付対象事業」という。）の普及を図ることを目的とする。

(交付先)

第3条 この補助金の交付先は、交付対象事業を実施する市町とする。

(交付対象経費)

第4条 この補助金の交付対象経費は、交付対象事業の実施に必要な経費とする。

(補助基準額)

第5条 この補助金の補助基準額は、次のア及びイの合計額とする。

ア 運営費（児童1人・利用1回あたり日額）

(ア) 1日あたり8時間未満の利用の場合

0歳児	2,400円	×	年間延べ利用回数
1,2歳児	1,200円	×	年間延べ利用回数

(イ) 1日あたり8時間以上の利用の場合

0歳児	4,800円	×	年間延べ利用回数
1,2歳児	2,400円	×	年間延べ利用回数

※年間延べ利用回数は、実績の回数又は予め市町が認めた実施計画の実施回数とする。

イ 事務費（1施設あたり年額） 150,000円

※公費支援の総額（1施設あたり年額）は、2,500,000円を上限額とする。

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次のアとイを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

ア 補助基準額と交付対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

イ 総事業費から寄付金その他の収入額（交付対象事業の利用料として徴収する額は含めない。）を控除した額

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に、別に通知する期日までに知事に提出して行うものとする。

(変更交付申請)

第8条 この補助金の交付決定後、事情の変更により内容を変更して事業を行う場合には、別に定める期日までに別紙様式1-2による申請書を知事に提出して行うものとする。

2 石川県補助金交付規則第6条第1項第1号にいう知事が定める軽微な変更とは、補助事業に要する経費総額の20%以内の変更とする。

(交付決定)

第9条 知事は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

(交付額の概算払)

第10条 知事は、補助金の額が確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めた場合は、交付決定額の75%を上限として、概算払をすることができる。

(実績報告)

第11条 この補助金の実績報告は、事業完了から1か月を経過する日、又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月を経過する日又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日)までに別紙様式2による報告書を知事に提出して行うものとする。

(その他)

第12条 特別の事情により、第5条、第6条、第7条、第8条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年 7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。